

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第9条の規定に基づいた道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針（平成16年3月31日制定）の一部を次のとおり改正する。

令和4年8月15日

沖 縄 県 知 事 玉城 康裕
沖縄県公安委員会委員長 比嘉 梨香

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第9条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示すことにより、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及を図ることを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者（以下「設置者等」という。）が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る企画・設計上の配慮事項、施設整備上の基準等を示すものである。
- (2) この指針の適用に当たっては、法令、関係条例等との関係、管理体制の整備状況、住民の要望等を検討した上、関係者と協議し対応するものとする。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、整備を図るように努めるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 整備基準等

1 道路

- (1) 道路の構造を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道柵、植栽等により、歩道と車道が分離されたものであること。
- (2) 見通しを確保するための措置がとられていること。
- (3) 防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（4メートル先の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上のものをいう。以下同じ。）が確保されていること。
- (4) 犯罪発生の危険性の高い道路においては、防犯ベル、防犯カメラ等が設置されていること。

2 公園

- (1) 植栽については、園路に死角をつくらないように配置し、下枝のせん定等見通しを確保するための措置がとられていること。
- (2) 遊具については、周辺から見通すことができる配置になっていること。
- (3) 公園の周辺に子ども110番の家等緊急時に児童等を保護する民間ボランティアの活動拠点（以下「ボランティア拠点」という。）を設置し、又は公園内に防犯ベルが設置されていること。
- (4) 園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。
- (5) 公園内の便所については、次のことに配慮されていること。

ア 周囲からの見通しの確保

イ 防犯ベルの各個室等への設置

ウ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（10メートル先の人の顔及び行動が識別でき、だれであるか明確に分かる程度以上の照度で、平均水平面照度がおおむね50ルクス以上のものをいう。以下同じ。）の確保

3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周がフェンス、柵等により、周囲と区分されたものであるとともに、フェンス等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しの確保について考慮されていること。
- (2) 地下又は屋内の駐車場については、見通しが悪く、死角が多い箇所にはミラー等

が設置されていること。

- (3) 地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りが把握されていること。
- (5) 駐車場の管理に当たっては、駐車場管理者(委託されたものを含む。以下同じ。)が常駐し、若しくは巡回し、又は駐車場管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、若しくはその他の防犯対策が講じられていること。

4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周がフェンス、柵等により、周囲と区分されたものであるとともに、フェンス等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しの確保について考慮されていること。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、駐車場管理者が常駐し、若しくは巡回し、又は駐車場管理者がモニターするカメラその他の防犯設備を設置し、若しくはその他の防犯対策が講じられていること。
- (3) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置が講じられていること。
- (4) 駐車の用に供する部分の床面において、3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。
- (5) 死角をなくすため、ミラー等が設置されていること。

第3 県民との協働による安全なまちづくり

設置者等及び管轄警察署長は、地域住民、利用者等によるパトロール等への協力や犯罪が発生した場合の通報等安全なまちづくりに向けた県民協働の体制を確立し、施設の改善等による安全なまちづくりに努めるものとする。